

宮代町省エネ家電買換促進補助金

令和8年度も実施!!
省エネしているか?



家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と地球温暖化対策の推進のため、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・LED照明器具への買換えを支援します。

対象家電



エアコン

(省エネ達成基準100%以上)



冷蔵庫

(省エネ達成基準100%以上)



LED照明器具<器具交換>

(省エネ達成基準100%以上)

<対象外機器>

- ・中古品・リース品
- ・交付決定前に購入した場合
- ・公的機関が行う他の補助制度との重複
- ・新しい家電機器からの「買換え」

※ エアコン、冷蔵庫については、製造年が10年以上経過したものが対象となります。

<対象外経費>

- ・消費税及び地方消費税
- ・既設機器の処分費
- ・クーポン券やポイント、プレミアム付商品券で支払った額

<個別の対象機器の確認>

対象となる省エネ性能の高い機器は「省エネ型製品情報サイト」でご確認ください。



【省エネ型製品情報サイト】

こちらに記載されているマークと達成率を確認
グリーン：100%以上
オレンジ：100%未満



補助金額

対象家電の購入費用及び設置、取外しなどに要する経費の1/2の額(千円未満切捨て)

町内事業者から購入
上限5万円(現金振込)



↑町HPはこちら

※ 町内事業者は補助事業登録事業者に限ります

申請期間

令和8年5月12日～令和9年2月1日

- ※申請は持参・郵送(平日開庁時間での対応)
- ※購入・設置は令和9年2月26日まで
- ※予算額に達し次第終了

<対象者>

- ・申請書提出時点で宮代町に住所を有する方
- ・1世帯1台まで、複数の対象家電の申請は不可
- ・町税等の滞納がないこと
- ・居住する町内の住宅での「買換え」であること

<申請先・問い合わせ先>

〒345-8504 宮代町笠原1-4-1

宮代町役場 環境資源課 環境推進担当 TEL: 0480-34-1111 (内線294・295)

必要書類

省エネも応援中!



宮代町食品ロス削減推進
キャラクター「すてずん」

【申請時】

- ・宮代町省エネ家電買換促進補助金交付申請書
- ・購入・設置に係る内訳がわかる見積書
- ・既設機器の設置状況写真（周辺状況写真と製品ラベル写真）
- ・購入予定機器の省エネ基準達成率が確認できるカタログなど

【実績報告兼請求時】

- ・宮代町省エネ家電買換促進補助金実績報告書兼請求書
- ・対象家電を購入したことが分かる書類（契約書・領収書など）
- ・補助対象経費の額が分かる書類
- ・対象家電の製造者又は販売店が発行した保証書の写し
- ・家電リサイクル券（提出者控）の写し（LED照明器具を除く）
- ・対象家電の設置後の状況写真（周辺状況写真と製品ラベル写真）
- ・振込口座が確認できる書類の写し

省エネについて
考えているか？

申請手続きの流れ

補助対象機器は交付決定後に購入してください。交付決定前に購入した場合は対象外になります。

